

不正な財務報告と企業財務

—— 連結会計情報の開示に関する粉飾決算を中心として ——

阿 部 修 平

(埼玉大学・院生)

はじめに

これまで、粉飾決算の発生、企業財務の適正開示と監査の充実強化の要請というサイクルが繰り返されている。不正な財務報告の多くは企業集団内で発生しており、企業集団の連結会計情報の開示という視点から、それが発生した環境・制度要因、企業財務への影響等の検証とともに、企業集団の経済実態の適正な開示の確保が課題となっている。本稿では、不正な財務報告と連結会計の関係、不正な財務報告の位置づけ、連結会計情報の開示に関する制度展開と連結子会社等の現状を確認したうえで、不正な財務報告の発生状況を踏まえ、その防止に向けた方向性について論じている。

1. 不正な財務報告と連結会計情報の開示

わが国の企業会計制度は、戦後、昭和24年に企業会計原則が設定されてから整備・改善が続けられ、まもなく60年となる。企業会計は、この間、企業の経済活動を測定・伝達し、主に各種の利害関係の調整や情報提供の手段として⁽¹⁾、経済社会の成長・発展に不可欠な機能を果たしてきた。近年、企業の資金調達・投資の選択肢や、そのプロセスへの参加者が多様化し、また、企業の社会的・公共的性格がさらに高まる中、社会的制度としての企業会計の重要性はますます増している。

このように、企業会計には社会的制度としての役割が期待される一方、大企業による粉飾決算や財務諸表の虚偽記載などの不正な財務報告は跡を絶たない。

企業会計が備えるべき最も根本的な要素は、財務報告の真実性にほかならない。これを規定する真実性の原則は、「企業会計の全般を支配する最高の規範原則」⁽²⁾であり、この原則を含む企業会計原則は、会計の真実性という理念に根ざした会計処理の根本基準を明らかにするものである⁽³⁾。企業会計のすべての原則及び手続は、真実な会計情報の提供という究極目標を達成するために形成・体系づけられており、事実と反する会計的操作はきびしく排除される必要がある⁽⁴⁾。

不正な財務報告の特徴としては、典型的には親会社が子会社を利用して架空売上を計上するなど、企業集団内の不正経理に基づく粉飾決算が多い点あげられる。例えば、最近の事例でも、カネボウ、ライブドア、日興コーディアルグループなど、子会社、投資事業組合、特別目的会社などを利用して連結範囲を操作する事例がみられている。

周知のとおり、昭和40年前後には、山陽特殊製鋼をはじめとして粉飾決算による企業倒産が多発し、その多くが企業集団内の不正経理に起因していたことから、その防止を一つの目的としてとりあげられたのが連結財務諸表の制度化の問題である⁽⁵⁾。このように、日本では、連結会計は子会社を利用した粉飾決算の防止を直接の動機として

制度化され、その後実務が一般化したという特徴があるが、制度化よりも実務の一般化が先行した米国においても⁽⁶⁾、連結会計の生成期において、株式会社と持株会社の発展による企業集団の形成を背景に⁽⁷⁾、子会社の利用による利益操作が一般化し始めていた⁽⁸⁾。また、英国でも、子会社を利用した利益操作が行われたロイヤル・メール事件が連結財務諸表の公表を促す要因になったとみられている⁽⁹⁾。

2. 不正な財務報告の位置づけ

財務報告は、「企業がその経済活動及び経済事象を財務諸表その他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとより広く情報利用者に報告する行為」⁽¹⁰⁾であり、投資ポジションとその成果の測定・開示を目的としている（「財務会計の概念フレームワーク」第1章本文2）。財務会計の「財務」には、資本の準備・調達という語源があり⁽¹¹⁾、もともと財務報告と資本調達には密接な関係がある。事業活動には資本が必要となるが、資本のリスク負担構造と期間構造を考慮し、資金調達方法の選択と利用を課題とするのが企業財務である⁽¹²⁾。資金の源泉は投資家であることから、企業財務は、投資家の資金が資本市場のメカニズムをとおして企業に配分されるプロセスでもある⁽¹³⁾。

このように、企業財務は、個々の企業レベルでは資金の調達・運用活動であり、経済全体のレベルでは市場メカニズムによる資金配分プロセスである。そして、このプロセスへの参加者が資金調達や投資意思決定のために利用するのが財務報告プロセスからアウトプットされる財務情報である。そのため、不正な財務報告は、社会における資金配分プロセスをゆがめることにつながる。

不正とは、「財務諸表の虚偽表示をもたらす原因事項」⁽¹⁴⁾であり、「不正な財務報告（いわゆる粉

飾）」と「資産の流用」があり、不正な財務報告は「計上すべき金額を計上しないこと又は必要な開示を行わないことを含む、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽の表示を行うこと」である（監査基準委員会報告書第35号7項・8項）。また、「重大な誤導を与える財務諸表を招く故意もしくは重大な不注意による行為」⁽¹⁵⁾といわれるように、不正な財務報告は、財務諸表の利用者を欺く意思をもって⁽¹⁶⁾意図的に事実の真実な表示をゆがめ虚偽表示をもたらす違法行為である⁽¹⁷⁾。それは、単なる事実的偶然性によって生じるものではなく、一定の意図のもとに計画・実行されるものである⁽¹⁸⁾。

虚偽とは、真実でないことである。会計処理の基準に従えば一応真実な会計処理、従わないものは原則として不真実な会計処理して取り扱われる⁽¹⁹⁾。会計原則は、それ自体は法令ではないが、金融商品取引法、会社法及び法人税法といった企業会計法に組み込まれることにより、法的な実効性が与えられている。

また、不正は、①継続的な赤字や債務超過といった財務上の動機やプレッシャー、②内部統制システムの不備などにより不正を実行できる機会、③自分の行為は犯罪ではないという合理的理由（正当化）、という3つの要素（不正のトライアングル）に関係している⁽²⁰⁾。

株式会社は、資本集中の最高の会社形態であり、その資本を小額均等の株式証券に化体し、株式を証券市場で売買することにより社会的資本を集中する経済機構（株式金融メカニズム）である⁽²¹⁾。株式会社の決定的な特質については、株主有限責任に求める説⁽²²⁾や株式自由譲渡性に求める説⁽²³⁾があるが、ここでは株式会社を資本の集中機構ととらえる視点から、株主有限責任をあげる。株主に有限責任が認められなければ、株主のリスクが大きく、多数の出資者が安心して資本参加ができず、社会的資本の集中は達成できないからである。

株主は、株主有限責任により株式の引受価額を限度とする出資義務のみを負うが、その限度で出資額すべてのリスクを負担する。他方、株式数に応じて配当を受けることができる。そのため、株主の最大の関心事は、株式会社が獲得する利益になる。利益は、株式会社にとっては資本調達という面もある。資金調達の方法としては、株主による資本拠出（自己資本）と、銀行借入や社債発行などによる外部調達（他人資本）があるが、経済活動の成果として獲得した利益は、資本拠出の増加分として、一部は株主に配当還元され、一部は留保され自己資本の増分となるからである。この関係は、次式のように記述できる。

$$\text{資産} = \{\text{負債} + (\text{払込資本} + \Sigma \text{利益})\}$$

また、利益（損失）は、株式会社の一会計期間の経営成績を表示するものであり、その多寡は株価、貸出条件、格付や社債の発行条件などに影響し、資金調達にも影響を与える。そのため、経営者報酬の決定なども含め、株式会社では利益数字が目的化しやすい傾向・特質がある。

経営者支配が進み⁽²⁴⁾、所有と経営が分離している株式会社では、財務報告の主体（会計担当者）である経営者は、会計方針等の決定や各種の判断・見積りなどに関して大きな裁量権をもち、株主や債権者に対しては情報優位にある。ここに、経営者による会計上の決定等を通じて、会計データにノイズやバイアスがもたらされる余地が生じることになる⁽²⁵⁾。このような株式会社の特質が先に述べた不正への財務上の動機やプレッシャー、機会に関係している。

3. 連結会計情報の開示に関する制度展開

連結財務諸表は、支配従属関係にある複数の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなし、親会社が企業集団の財政状態・経営成績を総合的に報告するために作成するものである。わが国では、

「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（昭和50年6月）に基づき、昭和52年4月以後開始する事業年度から導入されている。

その後、提出期限の特例の廃止、有価証券報告書本体への組入れ、関連当事者との取引や連結ベースの研究開発活動等の開示項目の充実、いわゆる10%ルールの撤廃に伴う連結範囲の拡大等の充実が図られている。また、平成11年4月以後開始する事業年度から、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（平成9年6月）に基づき、連結ベース中心の開示制度に移行し、連結の範囲について議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が導入されている。その後、平成14年には、改正商法で大会社かつ有価証券報告書提出会社に連結計算書類制度が、また、改正法人税法で連結納税制度が導入され、企業会計法への連結会計の導入が図られている。平成17年に制定された会社法では、親会社・子会社の定義について実質支配力基準が採用されている。

このような連結財務諸表制度の展開は、経済社会の変化や制度対応に依拠し、次の5期に区別できる⁽²⁶⁾。

第1期（昭和24～39年）は、企業会計原則が設定されてから、大企業の粉飾決算が大きな社会問題となる前までの時期である。連結財務諸表の制度化の要請は表面化していないが、実務上では海外市場への上場等に伴い一部の企業で実践されている。第2期（昭和40～51年）は、粉飾決算が社会問題化した昭和40年から連結財務諸表が制度化されるまでの時期、第3期（昭和52～62年）は、連結会計情報の開示が制度化・実施され定着していった時期、そして第4期（昭和63～平成10年）は、連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れなど、制度の一部改善が図られていった時期である。

最後の第5期（平成11年以降）は、連結財務諸表原則の改正により、連結会計情報の開示が大

きく拡充された以後の時期である。この時期には、企業会計・開示制度の改正に加え、平成9年の独占禁止法の改正による純粋持株会社の解禁、平成10年の銀行持株会社の解禁、平成11年商法改正による株式交換・株式移転制度の創設、平成12年商法改正による会社分割制度の創設、平成14年法人税法改正による連結納税制度の創設など、企業のグループ化を推進する主要な制度改正も行われ、企業グループの一体的経営が進展し、連結会計情報の重要性が高まっている。

4. 連結子会社等の現状

昭和24年末に681社だった上場会社数は、高度成長を背景とした株式ブームなどから昭和36年から37年にかけて急増し、その後もほぼ一貫して増加基調が続いてきた（図4-1参照）。時価総額は昭和50年代後半から急激に拡大し、バブル崩壊以降は、東証株価指数（TOPIX）や株式売買代金と同様（図4-2参照）、大きな変動を繰り返している。平成19年の株式売買代金は、バブル期の2倍以上の水準となっている。

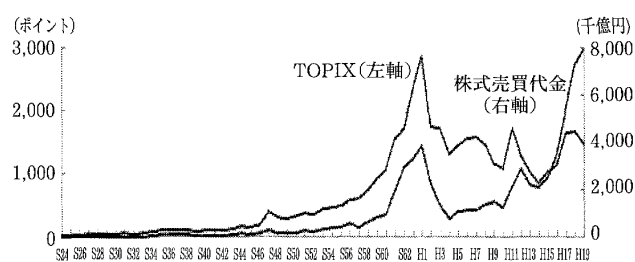
株式の保有主体は、株式所有の法人化、安定株主工作等を背景に⁽²⁷⁾、金融機関と事業法人等の割合が一貫して増加してきたが（図4-3参照）、金融機関の割合は平成元年に46%に達した後は、平成10年に40%、16年には20%を割り込んでいる。他方、一貫して低落傾向を続けてきた個人・その他は、昭和50年代後半以降は25%前後の比率で推移している。個人は株主数としては一貫し

て増加傾向を続け、特に昭和60年代以降、バブルの崩壊後も一貫して増加傾向を続けてきた（図4-4参照）。なお、外国人の割合は、平成10年に10%、平成18年には25%を超えている。

最近の上場企業の連結子会社等の状況をみると⁽²⁸⁾、その合計は70,484社（うち、連結子会社59,267社、持分法適用会社11,217社）、1社あたりの平均は17.9社で、66.4%の企業は連結子会社等の数が10社未満である。他方、連結子会社等を100社以上もつ企業が123社（3.1%）ある（表4-1・表4-2参照）。

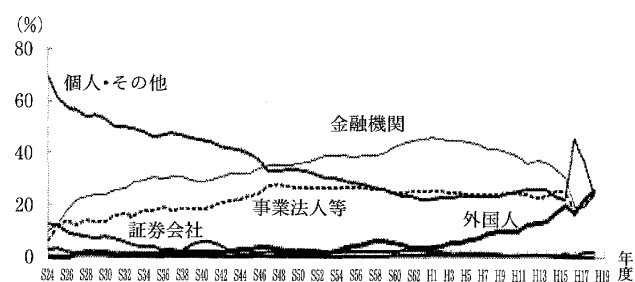
これらの企業の営業年数と連結子会社等の関係

図4-2 東証株価指数(TOPIX)・株式売買代金の推移



出所：東京証券取引所資料より作成

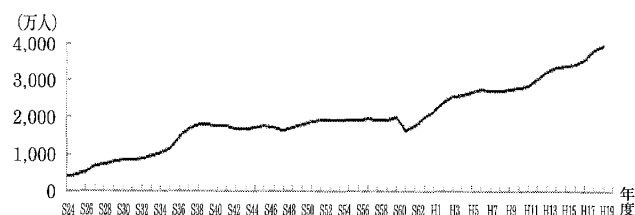
図4-3 投資部門別株式保有比率の推移



平成16・17年度のライブドアを含まない個人・その他の保有比率は、それぞれ23.4%、23.7%である。

出所：東京証券取引所資料より作成

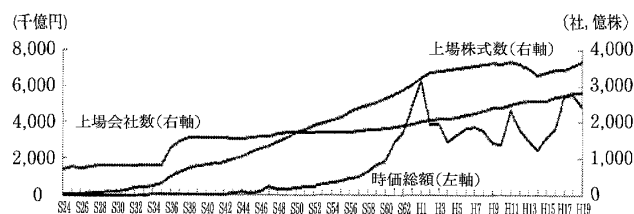
図4-4 個人株主数の推移



株主数は各上場会社の株主を単純に合算した延べ人数。

出所：東京証券取引所資料より作成

図4-1 上場会社数と時価総額の推移



出所：東京証券取引所資料より作成

表 4-1 連結子会社等の状況

(単位：社，％)

連結会社数	企業数	構成比
0	636	16.1
1-9	1,987	50.3
10-19	618	15.7
20-29	235	6.0
30-39	128	3.2
40-49	82	2.1
50-59	42	1.1
60-69	34	0.9
70-79	25	0.6
80-89	21	0.5
90-99	16	0.4
100-199	74	1.9
200-299	25	0.6
300-	24	0.6
合 計	3,947	100.0

出所：日本経済新聞社『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』(2008)
より作成

について、2008 年から 10 年区切りで遡ると、1949 年から 1958 年の間に設立された企業数が最も多く、連結子会社等も最も多い（表 4-3 参照）。また、1 社あたりの平均では、営業年数の長い企業ほど連結子会社等が多くなる傾向がみられ、1869 年から 1908 年の間に設立された企業が 76.6 社で最も多い（表 4-3・図 4-5・図 4-6 参照）⁽²⁹⁾。

連結子会社等の状況を時系列推移でみると、1 社当たりの連結子会社数は一貫して増加している（図 4-7 参照）⁽³⁰⁾。非連結子会社数を連結子会社数で割った比率は、1978 年度の 2.7 から 2006 度に 0.2 まで低下しており、非連結子会社の連結化の進展がうかがえる（図 4-8 参照）。

連単倍率（連結数値を単体数値で除した値）は、総資産は 1.2 から 1.5 へ、売上高は 1.1 から 1.6 へと徐々に上昇し、経常利益は 1.1 から 1.7 の間で若干増減し、当期純利益は増減が大きい（図 4-9 参照）。1992-1994 年、1998 年と 2001 年には当期純利益の連単倍率が 1 を下回っており、不況期には子会社が連結ベースの利益を押し下げていることを示している。

表 4-2 連結子会社等の多い企業

(単位：年，社)

設立	企業名	子会社	持分法適用会社	合 計
1920	日立製作所	920	165	1,085
1946	ソニー	990	63	1,053
1919	住友商事	659	245	904
1885	日本郵船	655	72	727
1904	東芝	542	173	715
1935	松下電器産業	571	141	712
1949	伊藤忠商事	419	213	632
1931	ブリジストン	449	182	631
1949	丸紅	433	188	621
1937	トヨタ自動車	525	56	581
2003	双日	361	215	576
1950	三菱商事	386	187	573
1985	日本電信電話	422	94	516
1948	ホンダ	396	102	498
1947	三井物産	303	181	484

出所：日本経済新聞社『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』(2008)
より作成

表 4-3 営業年数と連結子会社等

(単位：年，社，％)

設 立 年	営 業 年 数	企業数	構成比	連結子会社等	平 均
1999-2008	0-9	305	7.7	5,651	18.5
1989-1998	10-19	393	10.0	2,920	7.4
1979-1988	20-29	375	9.5	3,841	10.2
1969-1978	30-39	468	11.9	3,238	6.9
1959-1968	40-49	435	11.0	4,408	10.1
1949-1958	50-59	685	17.4	12,249	17.9
1939-1948	60-69	633	16.0	11,991	18.9
1929-1938	70-79	294	7.4	9,507	32.3
1919-1928	80-89	166	4.2	7,458	44.9
1909-1918	90-99	121	3.1	3,708	30.6
1869-1908	100-139	72	1.8	5,513	76.6
合 計	185,799	3,947	100.0	70,484	17.9

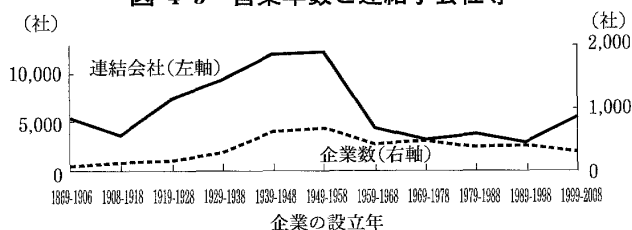
出所：日本経済新聞社『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』(2008)
より作成

このように、連結会計情報の重要性は、今後ますます高まることが示唆される。

5. 最近の不正な財務報告

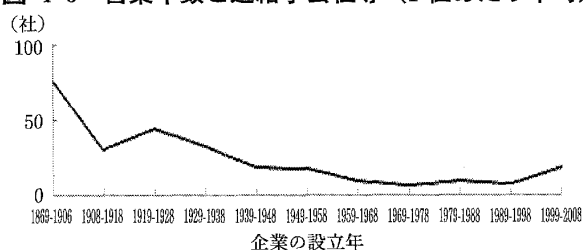
表 5-1 は、最近の開示違反が問われた事例を示したものである⁽³¹⁾。これらの事例からも、子会

図 4-5 営業年数と連結子会社等



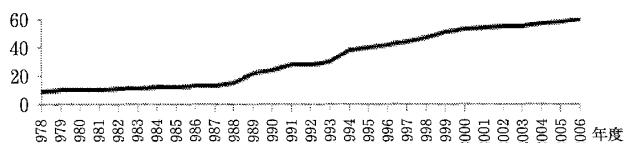
出所：日本経済新聞社『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』(2008)より作成

図 4-6 営業年数と連結子会社等 (1社あたり平均)



出所：日本経済新聞社『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』(2008)より作成

図 4-7 1社あたりの連結子会社数の推移



出所：三菱総合研究所「連結・企業経営の分析」各年度版より作成

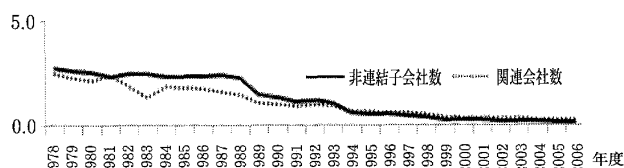
社・関連会社を利用した架空売上の計上、ペーパーカンパニー等への飛ばし、業績が悪化した子会社等の連結外し、関連会社株式の過大計上、関係会社損失引当金の過少計上など、企業グループ内での不正な財務報告の発生が確認できる。

1. で述べたように、連結財務諸表制度は、不正な財務報告の防止を一つの目的ないし直接の動機として導入されたものであるが、3. で示した連結範囲の拡大等の制度改善はなされているものの、その目的は十分に達成できているとはいえない面がある。

おわりに

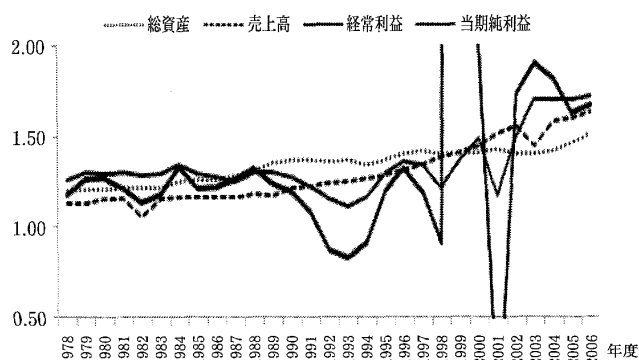
以上、本稿では、不正な財務報告と連結会計の

図 4-8 連結子会社数に対する非連結子会社数及び関連会社数の比率



出所：三菱総合研究所「連結・企業経営の分析」各年度版より作成

図 4-9 連単倍率の推移



当期純利益の 1999 年度の連単倍率は14.57, 2001年度は-0.09である。

出所：三菱総合研究所「連結・企業経営の分析」各年度版より作成

関係、不正な財務報告の位置づけ、連結会計情報の開示に関する制度展開、連結子会社等の現状及び最近の不正な財務報告の状況についてみてきた。不正な財務報告は、企業会計の究極目標である真実性の原則に反する違法行為であり、子会社等を利用した架空の売上計上など、企業グループ内で行われたケースが依然として多く認められた。その背景には、企業や経営者に不正関与への動機・プレッシャー、実行機会、不正の正当化などの不正のトライアングルが内在していること、また、連結会計情報の開示に関する実務や制度の生成は、不正な財務報告への対応と関係があることを述べた。

真実性の原則には、会計担当者の誠実性を要求する原則という側面もあり、企業会計上の判断や見積りが適正に行われ、財務報告の真実性が確保されるか否かについては、もっぱらその誠実性に依存せざるをえない⁽³²⁾という現実がある。

表 5-1 開示違反が問われた事例

No.	年 月 日	会 社 名	問題となった開示書類	概 要
1	H 6.5.17	(株)アイベック	有価証券報告書	関連会社を利用した架空売上の計上等
2	H 10.3.20	山一證券(株)	有価証券報告書	有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行い隠蔽
3	H 11.6.30	(株)日本長期信用銀行 (注(31)参照)	有価証券報告書	関連親密企業への融資に関連して適正な引当・償却を行わなかった
4	H 11.8.13	(株)日本債券信用銀行	有価証券報告書	取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わなかった
5	H 11.12.27	(株)ヤクルト本社	半期報告書	プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産・収益を過大に計上
6	H 12.1.31	(株)テスコ	有価証券報告書	架空売上の計上
7	H 13.12.20	フットワークエクスプレス(株)	有価証券報告書	架空収益の計上等
8	H 14.6.28	(株)ナナボシ	有価証券報告書	架空工事の受注工事代金の計上
9	H 14.9.6	(株)ナナボシ	有価証券報告書	架空工事の受注工事代金の計上
10	H 14.12.16	(株)エムティーシーアイ	有価証券報告書、有価証券届出書	架空資産の計上等
11	H 15.3.24	(株)ケイビー	有価証券報告書	架空売上の計上等
12	H 16.3.29	(株)キャッツ	有価証券報告書、半期報告書	役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上、保有する株式の取得価格を水増しして計上
13	H 16.6.22	(株)森本組	有価証券報告書	完成工事原価の一部除外等
14	H 16.12.9	(株)メディア・リンクス	有価証券報告書	架空売上・架空仕入の計上等
15	H 17.3.22	西武鉄道(株)	有価証券報告書	(株)コクドの所有にかかる西部鉄道(株)株式につき、発行済株式総数に対する所有割合を少なく記載
16	H 17.8.17	カネボウ(株)	有価証券報告書	大量の不良在庫等を抱え業績が悪化していた子会社を連結決算の対象から除外
17	H 18.3.13	(株)ライブドア	有価証券報告書	売上計上の認められない自社株売却益の売上計上、架空売上の計上等
18	H 18.11.22	東日本ハウス(株)	有価証券報告書	退職給付引当金の過少計上等
19	H 18.12.6	(株)TTG	有価証券報告書、半期報告書、 有価証券届出書・同訂正届出書	売上原価の付替え等
20	H 18.12.18	(株)日興コーディアル グループ	有価証券報告書、発行登録追 補書類	子会社とその株式をすべて所有し実質的に支配している会社を連結の範囲に含めず、本来計上できない社債券の評価益を計上
21	H 19.2.6	サンビシ(株)	有価証券報告書	連結子会社の除外等
22	H 19.4.17	エー・アンド・アイ システム(株)	半期報告書、有価証券届出書	損失の繰延べ
23	H 19.6.26	ネクストウェア(株)	有価証券報告書、半期報告書、 有価証券届出書	架空売上の計上
24	H 19.7.18	(株)東日カーライフ グループ	有価証券報告書・同訂正報告 書、半期報告書	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等
25	H 19.11.20	日特建設(株)	有価証券報告書、半期報告書	有形固定資産等の過大計上
26	H 19.12.21	(株)ネットマークス	有価証券報告書・同訂正報告書	架空売上及び架空仕入の計上
27	H 19.12.25	三洋電機(株)	半期報告書	関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等

年月日は、証券取引等監視委員会が告発又は勧告を行った年月日。公判係属中のものを含む。注(31)参照。

出所：証券取引等監視委員会ホームページ資料（<http://www.fsa.go.jp/sesc/>）より作成

そのため、不正な財務報告の防止のためには、第1に、会計担当者の誠実性が発揮されるような環境・制度の整備を図ることが重要になる。企業倫理や法令が遵守されるような企業内の体制整備を進めるためには⁽³³⁾、財務報告プロセスへの参加者に対する会計教育の充実・強化も重要である。

一つの虚偽表示行為で多数の投資家が損害を被れば、それは無数の違法行為になる⁽³⁴⁾。まずは不正な財務報告に対する社会的な認識が高まる必要がある。

第2は、事前規制として、連結会計情報の開示をはじめ、企業財務の透明性を確保し、企業実態

の適正な開示が有効に機能するような、企業会計・開示制度の整備・改善である。財務報告システムは、経済社会の変化に応じて自ら変化してきたが、それに伴い、特別目的会社の利用など不正な財務報告も変化しているからである。

第3は、事後的な措置としての責任である。金融商品取引法及び会社法では、財務諸表に対する会計監査制度、虚偽記載等に対する民事・刑事責任が定められ、金融商品取引法では、確認書、内部統制報告書、虚偽記載等に対する課徴金制度が定められている。いかに内部統制や外部監査が整備されても、不正の防止にも一定の限界がある。企業は社会から資本を調達している以上、社会に対して会計責任を負っており、その責任解除等のために行われる財務報告の真実性を確保するためには、抑止力としても不正に対して一定の責任が課される必要があろう。

〈注〉

- (1) 会計の利害調整機能と情報提供機能については、万代 (2000), 13-17 頁, 第 8 章参照。なお, 中野 (1987), 第 1 章は, 会計測定の社会的機能として, 不信解消をあげている。
- (2) 森川 (1991), 43 頁参照。
- (3) 山根 (1963), 461 頁参照。
- (4) 加古 (2006), 10-11 頁参照。なお, 経営者の粉飾決算に対する誘因は, 絶えず存在している (近田 (2007), 3 頁参照)。
- (5) 黒澤 (1975), 4 頁, 神崎 (1975), 16-17 頁, 太田・飯野 (1995), 18-21 頁, 若杉 (1996), 286 頁など参照。
- (6) 高須 (1996), 41 頁参照。
- (7) 山地 (2000), 4 頁, 小栗 (2002), 21 頁参照。
- (8) 蟻木 (1976), 32 頁参照。
- (9) Walker (1978), p. 94, 山浦 (1993), 188 頁参照。
- (10) 広瀬 (2008), 795 頁参照。財務報告は, 財務諸表よりも範囲が広い概念である (斎藤 (2007), 6 頁参照)。
- (11) 山根 (1963), 468 頁参照。
- (12) 若杉 (1988), 2・4-5 頁参照。
- (13) 若杉 (1988), 15 頁参照。
- (14) 山浦 (2008), 18 頁参照。
- (15) National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987), p. 2, 鳥羽・八田訳 (1999), x-xi 頁参照。この定義には, 不注意の程度が重大で, 法律上の故意による行為と同義であるとされる場合も含まれる。
- (16) 利用者を欺く意思は, 自らの意思に反するものである場合もある (櫻井 (2007), 9 頁参照)。
- (17) 不正な財務報告は, 粉飾決算 (虚偽記載を通じて架空利益を計上する行為。桜井 (2008), 62 頁参照) よりも概念としてはやや広い。
- (18) 岡田 (1980), 44 頁参照。
- (19) 岸田 (2004), 236 頁参照。
- (20) 櫻井 (2007), 8 頁, 監査基準委員会報告書第 35 号 12 項など参照。
- (21) 株式会社の経済機構については, 箕輪 (1997), 9-10 頁, 箕輪 (2008), 3-19 頁参照。
- (22) 大塚 (1969), 24-25 頁参照。
- (23) 馬場 (1965), 47-50 頁参照。
- (24) 箕輪 (1997), 9-10 頁, 箕輪 (2008), 3-19 頁参照。
- (25) Palepu, Healy and Bernard (2000), p. 3-5, 斎藤監訳 (2001), 53 頁参照。
- (26) 連結財務諸表制度の生成・発展段階を, 武田 (1977), 5 頁は大きく 4 期, 渡辺 (2007), 177-178 頁は 3 期にそれぞれ区分している。
- (27) 箕輪 (1997), 224-228 頁参照。
- (28) 日本経済新聞社 (2008) 掲載の上場企業 3,947 社を対象に筆者が集計した結果による。
- (29) 1999-2008 年に設立された企業の連結子会社等が増加し, 1 社あたりの平均 (18.5 社) も全体平均 (17.9 社) より大きい, これは, 大企業の合併, 独占禁止法の改正による純粋持株会社の解禁などによる経営統合が進展した影響と考えられる。この期間に設立された連結子会社等の多い企業としては, 双日 (連結会社数 576 社。以下同じ。), 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ (296 社), JFE ホールディングス (255 社), 三井住友フィナンシャルグループ (251 社), 三菱ケミカルホールディングス (250 社) がある。
- (30) 図 4-7 の 2006 年度の連結子会社数 59.1 社は, 表 4-3 の 17.9 社よりもかなり多いが, これは主に母集団の違いによる影響と考えられる。図 4-7 は 472 社, 表 4-3 は 3,947 社のデータをそれぞれ採録しており, 図 4-7 の母集団企業の平均営業年数は表 4-3 のそれよりも長いものと推定される。
- (31) 証券取引等監視委員会が発告又は勧告を行ったもので, 公判係属中のものを含んでいることに留意されたい。ただし, 旧長銀の粉飾決算事件については, 上告審で旧長銀・経営陣の虚偽記載有価

証券報告書提出罪及び違法配当罪に係る無罪が確定している（最高裁第二小法廷平成 20 年 7 月 18 日判決，最高裁判所判例集第 62 巻第 7 号，2101 頁以下）。本判決については，岸田（2008），弥永（2008），弥永（2009）など参照。

- (32) 加古（2006），11 頁参照。
 (33) 河本・岸田・森田・川口（2008），8-9 頁参照。
 (34) 上村（2006），41-42 頁は，このような不法行為を同時多発不法行為と呼び，事後的な損害救済は非常に困難であることから，そもそもそのような不法行為を発生させないための事前規制を重視すべきとしている。

参考文献

- National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987), *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, <http://www.coso.org/>（鳥羽至英・八田進二訳（1999）『不正な財務報告——結論と勧告』白桃書房）
- Palepu, K. G., P. M. Healy, and V. L. Bernard (2000), *Business Analysis & Valuation: Using Financial Statements*, 2nd ed., Mason: South-Western College Publishing.（斎藤静樹監訳（2001）『企業分析入門〔第 2 版〕』東京大学出版会）
- Walker, R. G. (1978), *Consolidated Statements: A History and Analysis*, New York: Arno Press.
- 上村達男（2006）「商法・証券取引法における不法行為」『法律時報』第 78 巻第 8 号，39-42 頁
- 太田哲三・飯野利夫（1995）『会計学〔二訂版〕』千倉書房
- 大塚久雄（1969）『株式会社発生史論』（大塚久雄著作集第 1 巻）岩波書店
- 岡田憲樹（1980）「判例にみる粉飾決算とその責任」『産業経理』第 40 巻第 9 号，39-46 頁
- 小栗崇資（2002）『アメリカ連結会計生成史論』日本経済評論社
- 加古宜士（2006）『財務会計概論〔第 6 版〕』中央経済社
- 河本一郎・岸田雄・森田章・川口恭弘（2008）『日本の会社法〔新訂第 9 版〕』商事法務
- 神崎克郎（1975）「粉飾決算と開示制度の充実——山陽特殊製鋼事件から日本熱学事件へ」『ジュリスト』No.583，16-23 頁
- 岸田雅雄（2004）『証券取引法〔第 2 版〕』（新法学ライブラリ=37）新世社
- 岸田雅雄（2008）「旧長銀事件最高裁判決の検討」『商事法務』No.1845，26-32 頁
- 黒澤清（1975）「連結財務諸表の制度化に関する意見書の公表にあたって」『企業会計』第 27 巻 10 号，2-4 頁
- 斎藤静樹（2007）「討議資料の意義と特質」斎藤静樹編『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」〔第 2 版〕』中央経済社，2-16 頁
- 桜井久勝（2008）『財務会計講義〔第 9 版〕』中央経済社
- 櫻井通晴（2007）「カネボウの粉飾決算とエンロン事件から学ぶもの——旧中央青山とアンダーセンの対比を含めて」『企業会計』第 59 巻第 2 号，4-14 頁
- 高須教夫（1996）『連結会計論』森山書店
- 武田隆二（1977）『連結財務諸表』国元書房
- 近田典行（2007）「財務会計のイントロダクション」近田典行編『財務会計基礎論』中央経済社
- 中野勲（1987）『会計測定論——不信解消会計の構築——』同文館
- 蛭木実（1976）「連結会計思考の生成に関する史的考察」『彦根論叢』第 179 号，30-48 頁
- 日本経済新聞社（2008）『日経会社情報 2008・Ⅱ春号』
- 馬場克三（1965）『株式会社金融論』森山書店
- 広瀬義州（2008）『財務会計〔第 8 版〕』中央経済社
- 万代勝信（2000）『現代会計の本質と職能——歴史的および計算構造的な研究——』森山書店
- 箕輪徳二（1997）『戦後日本の株式会社財務論』泉文堂
- 箕輪徳二（2008）「株式会社の経済機構」箕輪徳二・三浦后美編『会社法と会社財務・会計の新展開』泉文堂，3-19 頁
- 森川八洲男（1991）『財務会計論〔改訂版〕』税務経理協会
- 弥永真生（2008）「長銀刑事事件最高裁判決の意義と今後の影響」『旬刊経理情報』No. 1192，26-29 頁
- 弥永真生（2009）「「税法基準」と「公正ナル会計慣行」」『ジュリスト』No.1371，46-47 頁
- 山浦久司（1993）『英国株式会社会計制度論』白桃書房
- 山浦久司（2008）『会計監査論〔第 5 版〕』中央経済社
- 山地範明（2000）『連結会計の生成と発展〔増補改訂版〕』中央経済社
- 山根忠恕（1963）『近代会計理論』国元書房
- 若杉明（1996）『精説財務諸表論〔第 4 版〕』中央経済社
- 若杉敬明（1988）『企業財務』東京大学出版会
- 渡辺和夫（2007）『財務会計変遷論』同文館
- （付記）本稿は，日本財務管理学会第 26 回春季全国大会における自由論題報告に加筆・修正したものである。